

平成 2 7 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日)

平成27年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成27年11月16日（月）

○告示年月日 平成27年11月 9日（月）

○招集の場所 相楽会館 会議室

○開 会 平成27年11月16日（月） 午前 9時30分

○閉 会 平成27年11月16日（月） 午前11時45分

○出席議員（14名）

1番	西山幸千子	2番	尾崎輝雄
3番	炭本範子	4番	西岡政治
5番	大倉博	6番	小西啓
7番	宮崎睦子	8番	森田喜久
9番	吉岡克弘	10番	畑武志
11番	杉浦正省	12番	新田晴美
13番	倉克伊	14番	杉岡義信

○会議録署名議員

3番	炭本範子	4番	西岡政治
----	------	----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	木村要	理事（木津川市長）	河井規子
理事（笠置町長）	松本勇	理事（和束町長）	堀忠雄
理事（南山城村長）	手仲圓容		
会計管理者（精華町会計管理者）	安岡誠		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
------	------	----	------

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 認定第 1 号 平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算
認定について

認定第 2 号 平成 26 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
歳入歳出決算認定について

第 4 議案第 7 号 相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する
条例について

平成 27 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成 27 年 11 月 16 日（月）

相楽会館 会議室

（午前 9 時 30 分 開会）

○議長 皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は全員であります。なお、11 番議員、杉浦議員から早退届が提出されておりますので報告いたします。定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会を開催いたします。

本定例会に、傍聴の申し出がありますので、議長においてこれ許可します。広報用として写真撮影を許可していますので、御了承願います。平成 27 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めて御多用の中、御出席を賜りお礼申し上げます。

11 月も半ばを過ぎ、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様方には 12 月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、日ごろから議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日提案されています議案は、平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてなど計 3 件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切な結論が得られますようお願い申し上げ、開会の挨拶とします。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

○木村代表理事 皆さん、おはようございます。代表理事を仰せつかっております精華町長の木村でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成 27 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

本組合代表理事の選任につきましては、去る 10 月 21 日開会の定例理事会におきまして、理事の互選の結果、私が引き続き選任をいただきました。任期は平成 29 年 10 月 26 日まででございます。引き続き議員の皆様方の御支援、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、平素は当組合の運営に何かと御理解と御協力を賜っておりますことに対しまし

て、改めて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成27年も残すところ1か月余りとなりました。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあります。わが国経済は、新興国経済の減速の影響がみられるものの緩やかな回復が続けているとも言われております。日本銀行においては、去る10月30日に金融政策の現状維持との判断をされたところであります。また、国における平成28年度予算の概算要求は、98兆を超える要求額となっております。

現在、各市町村におきましても、平成28年度予算編成に向けての取り組みがなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも大変重要なことでございます。今後も引き続きまして、各市町村などが連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それではここで5月20日開会の臨時会以降の本組合の主な取り組みについて、5点報告申し上げます。

平成27年度におきましては、一般会計では3億9,800万円。特別会計では2,000万円の予算で各種の事業を進めております。

1点目でございますが、一般会計では、本組合のメイン事業でありますし尿処理業務であります。平成27年度上半期の搬入量は、し尿は、前年度比で約8.3パーセント、浄化槽汚泥は約5.2パーセントとそれぞれ減少をしております。全体では約6.6パーセントの減少となっており、今後も減少していくことが予想されます。

大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえまして、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されております京都南部環境事業協同組合に委託をして業務を遂行しているところでございます。

また、昨年度、策定しました施設整備構想の実現におきまして、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づきまして、本地域の生活排水処理事業における課題を抽出し、その上で適正な生活排水対策を推進するために必要となる基本方針、指標、そして施策内容などを検討し、今後15年間を目標とした生活排水処理基本計画を策定し、今後の大谷処理場施設整備の処理規模を設定するため、現在、取りまとめをしているところでございます。取りまとめができた段階で、議会への報告をさせていただく予定といたしております。

し尿くみ取り手数料の改正につきましては、現行10リットルあたり110円を原価計算の見直しをしたところ10リットルあたり126円となりましたことから、平成

27年4月から業者への委託料を126円とし、平成27年10月から手数料も126円に改定したところでございます。したがって、平成27年4月から9月の半年間の差額16円を5市町村による行政負担としたところでございます。

2点目は、相楽消費生活センターについてでございます。センターでは、消費生活相談員によりまず相談業務を初め、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等による消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。

平成27年度上半期の相談件数は303件で、1日平均で2.5件、前年度比43件、16.5%の増加となっております。

また、消費者教育及び啓発事業として、消費生活講座を9月から10月にかけて4回開催し、延べ74人の参加があり、また、消費生活出前講座は、本年3月までに13回、341人を対象に実施を予定いたしております。京都府消費者行政活性化事業費補助金は、消費生活センター事業の大部分で活用、7月28日、712万1,000円の交付申請をしたところでございます。今月中には交付決定がなされるという予定でございます。

3点目は、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。平成27年度上半期の受診者数は、311人で、平均しますと1日当たり9.1人であります。科目別では、内科137人、小児科174人。疾患別では、呼吸器感染症、風邪の症状が約50%、消化器感染症、胃腸炎、腸炎の症状が約16%となっております。なお、二次後送病院であります京都山城総合医療センターへ転送した患者数は9人となっております。

また、調剤業務では平成27年4月から「医療法人 社団 医聖会」に委託をしておりますが、円滑に業務ができております。

4点目は、相楽会館の状況でございます。御承知のとおり貸室は2階大ホールのみで、上半期の実績で18件、1,555人の利用でございます。

5点目でございますが、特別会計のふるさと市町村圏振興事業では、ホームページにより本組合が保有します情報の発信をしています。

さて、今定例会に御提案申し上げます議案は、平成26年度一般会計及び特別会計、歳入歳出決算認定についてなど3件でございます。

十分御審議をいただき、原案のとおり、それぞれ認定・可決賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議

長において指名します。3 番議員、炭本範子さん、4 番議員、西岡政治さんを指名します。

日程第 2、会期の日程を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、去る 11 月 2 日開催の議会運営委員会において、本日 1 日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 3、認定第 1 号、平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第 2 号、平成 26 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事により提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは認定第 1 号、平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び、認定第 2 号、平成 26 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、一括して提案をさせていただきます。

認定第 1 号、平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 23 条第 3 項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

平成 27 年 11 月 16 日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

平成 26 年度一般会計決算の結果は、歳入総額は、4 億 6,469 万 3,249 円となり、その中で主な財源としましては、構成市町村の分担金及び負担金が総額の 94.5 パーセントを占めております。平成 25 年度比では、16.2 パーセントの減となりましたが、その要因は大谷処理場起債償還に係ります処理場更新公債費分の分担金が、一部償還終了に伴いまして、減少したものでございます。

また使用料及び手数料は、全体の 3.8 パーセントを占めており、平成 25 年度比で 2.1 パーセントの減となりましたが、浄化槽汚泥の搬入量の減などでございます。

次に、府支出金は全体の 1.4 パーセントを占めており、平成 25 年度比で 6.9 パーセントの増となりましたが、相談員の活動経費等分の増加に伴うものでございます。

一方、歳出総額は、4 億 6,392 万 4,321 円となり、中でも衛生費のうち清掃費で 61.7 パーセントを占め、平成 25 年度比で 1.1 パーセントの減となりました。

が、その要因は、構成市町での下水道事業の推進によりますし尿処理運搬業務委託料の減などでございます。

また、商工費は全体の１．６パーセントを占めており、平成２５年度比で、１２パーセントの増となりましたが、先の歳入歳出金において説明いたしました内容と同じ理由によるものでございます。

次に公債費は、全体の２７．６パーセントを占め、清掃費と公債費を合わせまして歳出総額の８９．３パーセントを占めております。平成２５年度比で、３８．３パーセントの減となりましたが、大谷処理場起債償還のうち平成１０年度借入分の償還が終了したことによるものでございます。

歳出予算額に対する執行率は、９９．７パーセントとなります。したがって、歳入歳出差引額は７６万８，９２８円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第２号の提案説明を申し上げます。

認定第２号、平成２６年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成２６年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

平成２７年１１月１６日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

平成２６年度特別会計決算の結果は、歳入総額で２，０１１万１，９１０円となり、その中で主な財源としましては、財産収入は全体の１１．７パーセント占めております。

次に、休日応急診療所収入は、全体の７７．５パーセントを占め、平成２５年度比で９．３パーセントの増となり、その要因は受診者数の増加によります、診療報酬収入が増加したものでございます。

次に繰越金は、全体の１０．８パーセントを占めております。

また一方、歳出総額は１，８４６万１２２円となり、振興費で全体の１２．８パーセントを占め、平成２５年度比で１８．６パーセントの減となり、ふるさと市町村圏振興事業基金運用益から、事業に充当した残額を今後に備え、基金積み立てした積立金の減などによるものでございます。

次に、休日応急診療所費で８７．２パーセントを占め、平成２５年度比で１８．６パーセントの増となっております。これは受診者数の増加に伴います医薬材料費の増加が主な要因でございます。

歳出予算額に対する執行率は、９３．８パーセントとなりました。したがって、歳入歳出差引額は１６５万１，７８８円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成２６年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきますので、

よろしく御審議の上、原案どおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、認定第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきまして、併せて補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別にお配りをしております、「平成26年度決算に係る主要な施策の成果の説明書」によりまして進めさせていただきたいと思っております。

それでは、「説明書」の1ページをお開きください。

1ページでは、決算の総括といたしまして、一般会計と特別会計の決算概況を第1表に記載してございます。その中で、決算総額の前年度との比較につきましては、1ページの最下段の段落にございますとおり、一般会計の歳入が15.3パーセントの減少、歳出が15.2パーセントの減少となっております。大谷処理場建設の起債償還が、一部前年度で終了したことが要因でございます。

2ページに移っていただきまして、特別会計におきましては歳入が5.7パーセントの増加、歳出が9.5パーセントの増加となっております。相楽休日応急診療所におきます年末から年度末にかけての疾病状況に伴います受診者の増加、具体的にはインフルエンザの流行が要因でございます。

続きまして、2ページ中ほどからの一般会計の概要について説明を申し上げます。

まず、歳入の状況でございますが、第2表に歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含め、内訳を記載しております。その状況は、2ページ下段からの説明文にございますとおり、主要なものは、構成比順に分担金及び負担金、使用料及び手数料、府支出金となっております。前年度との比較におきます要因でございますが、まず分担金及び負担金のうち、分担金では、大谷処理場起債償還に係る処理場更新公債費分の分担金が一部償還が終了しましたことに伴いまして、前年度より大きく減少したものでございます。

これに加えまして、負担金では、し尿の収集運搬に係る負担金が、し尿処理搬入量の減少に伴いまして減少しましたことから、分担金及び負担金全体で前年度より16.2パーセントの減少となったものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、浄化槽汚泥投入分の微減の関係で、3ページに移っていただきまして、全体で前年度より2.1パーセント減少したものでございます。

次に、府支出金につきましては、その全額が、相楽消費生活センターに係る京都府消

費者行政活性化事業費補助金でございますが、活動経費分の増加に伴いまして前年度より6.9パーセント増加したものでございます。

以上の要因の結果、歳入総額で前年度より15.3パーセントの減少となったものでございます。

続きまして、3ページ中ほどからの歳出の状況でございますが、第3表に歳出科目の款ごとに前年度との比較を含めまして、内訳を記載しております。その状況は、3ページ下段からの説明文にございますとおり、主要なものは、構成比順に衛生費、公債費、総務費、商工費の順となっております。前年度との比較におきます要因でございますが、まず衛生費のうち保健衛生費では、休日応急診療所運営に対します特別会計繰出金が受診者数の増加などによりまして、前年度より減少いたしました。

4ページに移っていただきまして、3行目からの清掃費では、し尿処理搬入量の減少に伴う収集運搬委託料の減少の影響で、前年度より減少し、衛生費全体といたしましても前年度より1.5パーセントの減少となったものでございます。

次に、公債費につきましては、歳入の分担金と同様に、大谷処理場起債償還で平成10年度起債の償還が終了しましたことに伴いまして、前年度より38.3パーセントの減少となったものでございます。

次に、総務費につきましては事務局体制の変更もなく、前年度より0.1パーセントの減少となりましたほか、商工費につきましては相談員等のスキルアップを図るための研修参加などで、前年度より12.0パーセントの増加となったものでございます。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より15.2パーセント減少となったものでございます。なお、歳出予算額に対する執行率は、99.7パーセントであります。

続きまして、4ページ中ほどからの特別会計の概要につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入の状況でございますが、第4表に歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして内訳を記載しております。その状況は、4ページ下段からの説明文にございますとおり、主要なものは、構成比順に休日応急診療所収入、財産収入、繰越金となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、4ページ最終から5ページにかけての、まず休日応急診療所収入では、休日応急診療所運営に対します一般会計からの繰入金、開設3年目となりまして受診者数の増加によりまして、前年度より減少いたしました。これに対しまして、うち診療報酬収入では、年末から年度末にかけての疾病動向に伴います受診者の増加などによりまして、収入増で休日応急診療所収入が全体で前年度より9.3パーセントの増加となったものでございます。

次に、財産収入につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本分には変動あ

りませんが、運用益余剰分の運用収入の変動によりまして、前年度より増加となったものでございます。

続きまして、4ページ中ほどからの歳出の状況でございますが、第4表に歳出の項目ごとに前年度との比較を含め内訳を記載しております。その状況は、5ページ下段からの説明文でございますとおり、主要なものは構成比順に相楽休日応急診療費、振興総務費、事業費となっております。前年度との比較におきます要因でございますが、6ページにかけまして、まず、休日応急診療費では、早い時期からのインフルエンザの流行によりまして、検査キットや薬剤の購入をしましたことなどから、前年度より15.4パーセントの増加となったものでございます。

次に、振興総務費につきましては、基金運用益の事業充当残額を基金積み立てをしたものの全体的な事業費の減少から、前年度より46.0パーセントの減少となったものでございます。

次に、事業費につきましては、「相楽逍遥記」の増刷などの各種振興事業の経費変動に伴いまして、前年度より200.6パーセントの増加となったものでございます。

以上の要因の結果、歳出総額で、前年度より9.5%増加となったものでございます。

なお、歳出予算額に対します執行率は、93.8%であります。

また、ふるさと市町村圏振興事業の平成26年度実績の概要は、6ページの最後に記載の5事業でございました。

最後に、これまで説明してまいりました平成26年度決算の概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値などをこの、「説明書」7ページ以降に記載しておりますので、必要に応じましてご覧願いたいと思います。特に、平成25年度決算から取り組みました事業ごとでの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております諸課題を初め、今後の方向性への考え方なども記載しておりますので、参考に資していただきますようお願い申し上げます。

以上、平成26年度一般会計及び特別会計決算の補足説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の意見を求めます。

杉浦正省監査委員。

○杉浦議員 監査委員の杉浦でございます。

監査委員を代表して、私のほうから報告させていただきます。既に皆様のお手元には、平成26年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十二分にお目通しいただいたものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果について報告を申し上げます。

まず、第１、審査の概要ですが、審査の対象は、平成２６年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成２６年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、平成２７年１０月６日、火曜日、午後１時３０分から午後３時まで行いました。審査の手續につきましては、決算審査にあたって、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼をおきまして、毎月実施しております例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなど実施をいたしました。

次に、第２、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、決算規模、基金の運用状況は２ページに掲載したとおりでございます。

次に、２ページ下段の３、審査意見でございますが、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で９９．７パーセント、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で９３．８パーセント、全体としては９９．５パーセントであり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められました。

本組合においては、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、引き続き、各市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営を進めることで、地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものであります。

なお、一般・特別両会計科目別決算額の対前年度比較は、６ページ・７ページの別表１から別表４のとおりであります。以下、３ページから５ページまで一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれ個別の意見を述べておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

決算審査の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑は１件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西山さん、どうぞ。

○西山議員 全体的な話も含めてという形になるのですが、今、説明いただきました説明書で指摘をさせていただいたほうがわかりよいかと思います。

16ページです。相楽会館管理運営経費ということなんですけれども、こちらのほうの1階は、それぞれ決まったところに利用していただけてますけど、貸館という部分では今皆さんがいらっしゃるこの会場になります。座られてわかるかとは思いますが、かなり電気とか暗いです。私、先月は、ちょっと夜のほうで利用させていただいて、そのときにすごく暗いなと思って、夜だからかと思っておりましたけれども、昼間の状態でもこのような形です。管理運営というところで、例えば、夜でしたらトイレの利用もあるだろうという形で、利用者の便宜を図るためにも改善されているんですけれども、老朽化に伴って全体のあり方という課題、問題になるところもございますように、それは会館の今後のあり方というところも考えていかないといけないと思いますが、そういう部分での検討とかはあったんですかということをもまず聞きたいと思います。貸館のほうが伸びてきておりますし、構成市町村の団体の中でも、その中心的な役割を持つこの会館でもありますので、その点を一つお尋ねしたいと思います。

もう1つは、17ページから18ページのところにさらに課題の中に書いてありますが、職員の方が、少ない中で少数精鋭で頑張っているんですけれども、ここにありますように、例えば、公平委員会でしたら、利害関係の部分で相反する方がやらないといけなくなるような可能性もあるとか、監査の部分でも、執行側とする側という形でなるといいうところもありますので、職員を増やせという話は出きませんけれども、不都合がないのかというところの部分、その2点を今後の方向性も含めてですが、26年度の実績も含めて説明をちょっといただきたいと思います。

○議長 はい、答弁を求めます。

○木村代表理事 ただいま指摘をいただきました相楽会館、この施設についてでございますけれども、かねがね検討は進めてきたことは事実でございます。しかし、それぞれ市町村の財政が非常に厳しいという状況の中で、また、木津川市、あるいは周辺の市町村においても公的な施設が、そこで精いっぱいかというようなことがあったりして、いろいろ議論をしていることは事実でありますけれども、しかし、この施設そのものの明かりについては、当然利用者の皆さんの利便性を高めるという意味からも、今、検討を進めている段階でございます。当然、利用者の思い、そのことも大事にしていきたいなと思っているところでございます。

なお、職員の関係でありますけれども、既に3名の正職員で頑張ってくれていること

も事実でありますけれども、これも職員を増やせばいいという安易なことではなしに、可能な限り課題に挑戦をするということの中で頑張ってくれているわけであります。現状、この体制でいきたいと思っておりますのでよろしく御協力いただければうれしいなと、このように思います。

○議長 西山さん。

○西山議員 はい、ありがとうございます。全体としては、あり方検討会において、以前にも方向性を出して、でもそれも大分前のことですし、その間、老朽化も進んでいきますので、ここの部分は、またそういった形で検討はいただきたいと思います。

電気のほうは、今、おっしゃっていただいたように対応が建物全体というわけではございませんので、これのほうは確実に進められるかと思っておりますので、今後の今おっしゃっていただいたようにお願いしたいと思っております。

職員のほうもかなり厳しい中で頑張ってくださいしていますし、それは重々承知しています。ただ、例えばの話、こちらの先ほど申した17ページのところでも問題点というところがありますよね。利害関係といったときにどうなるのかというところもありますので、そこは事務的なところでは頑張ってますけれども、実際にそういったことが、今は案件がない、今後もないほうがよろしいですけども、もしそういったときにはということもありますので、やはりそういったことも踏まえて、いろんなフォローを考えていただきたいと思います。これはちょっと要望になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 体制の問題でありますけれども、この本会議が開かれる前にも理事会を開いていたのでありますけれども、当然、議運が開かれる前には、全ての議案の提出を願いたいというようなこともあったわけでありまして、可能な限り議会とこうして進める側とが円満な調整を我々としても努力をしたい。ただ、議案の提出については日にちがかなり長期にわたるといって、20日前とか、あるいは1か月前とかということになれば到底どこの市町村でもその準備、体制が整わないというのが当然でありますので、そこらについても我々はわからんことはないわけでありまして、提出の議案についてはできるだけ円満な調整の中で御理解いただけたらなと、我々としても精いっぱい努力します。こういう思いでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

西岡さん。

○西岡議員 4番、西岡でございます。

主要な施策の成果の説明書の20ページ、21ページに関しまして質問したいと思います。

まず20ページの関係でございますけれども、先ほど代表理事のほうから説明がございました収集委託の関係ですね、これは126円にしましたよと説明があったわけでございますけれども、この最終を読ませていただきますと、今後もさらに構成市町村の中で、この適正な単価設定について検討せねばならんと、こういうことが書いてあるんです。したがって、126円にしたけれども、さらに引き上げをする必要があるというふうにお考えになっておるのかどうか、この辺が1点目でございます。

2点目は、21ページの関係でございますけれども、これも代表理事のほうから説明がございました。平成26年度で240万8,400円を執行して施設整備構想策定がされておりますね。この辺の中身の関係、その手前の精密機能検査のこの辺の関係の書類をいただきまして、私も読ませていただいたわけですが、この辺の策定のものの考え方、先ほど代表理事から聞きますと、延命対策を含めた一つの将来のあり方なのか、その辺の中身を聞かせてほしい。いいますのは、先般の大変ご苦労いただいてですね、京都府の知事のほうに要望書を提出していただいた。これも読ませていただいた。その2点目の案件の中に、改修工事に関する支援、こういうものがあるわけでございますけれども、これらとの関係、もう一つ構想の中身がわからない。その辺の内容の説明をしていただきたいというふうに思います。以上2点です。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。ただいま西岡議員さんの御質問、2点ございました。

1点目が成果の説明書の20ページ、改善案等のところに記載がございますけれども、「今後とも構成市町村と連携・調整しながら、適正な単価設定を委託業者とも引き続き協議を進めていく。」ということの記載の内容でございますが、具体的には、各くみ取り家庭につきましては、この10月1日から、110円を126円ということで7年ぶりに16円の実質値上げになったわけでございます。それら等の経過につきましても、先の議会でも説明をさせていただき、組合の廃棄物の条例改正をさせていただいた経過がございますけれども、今後、国におきましては、2年後に消費税を8%から10%に引き上げるといような予定があるわけでございまして、現に126円には8%の消費税が含まれているわけでございます。そういったことから、国の決定がなされた後、このくみ取り券の部分にも2%の消費税のアップ分を上乗せすると、こういうことに具体的にはなりますが、その辺の調整につきましても構成市町村とも十分に協議をし、また、改正となりましたら、廃棄物の条例改正ということで議会に提案をさせていただきますので、このような内容が含まれているということですのでよろしくお願いしたいと思います。

2点目につきましては、大谷処理場の機能検査並びに整備構想の中身についてでございます。これにつきましても、実はこの組合議会、5月に改選が行われて現体制になっ

ておるわけですが、その前の2月16日の第1回定例議会で、詳しく私のほうから行政報告をさせていただきましたので、御理解いただいているとは思いますが、その後組合議員になっていただいた方につきましても資料はお渡しさせていただき、ご覧いただいていると思いますが、大谷処理場は、平成13年度に全面供用開始をしまして、今後、具体的には、笠置町や南山城村が下水道計画は現時点でございませんし、一部下水道計画があるところにつきましても合併浄化槽の推進等で、大谷処理場というのは、引き続き必要な施設という位置付けの中で、新しく施設を建て直すのではなくて現施設の建屋は使って中身をコンパクトにしていくというような計画を現時点で持っております、具体的には汚泥を焼却して、灰にして大阪湾フェニックスに搬送をしているのですが、実際その焼却炉を続けていくのか、焼却炉を廃止して脱水をして、その汚泥を場外搬出をして処理をするのか、こういったような方法をこの整備構想の中では提案をさせていただいてますが、この具体的な方針、方法につきましても引き続き調整をさせていただきたいと思っております。また、今後の整備構想のスケジュールも前回の議会の中では、平成31年度に竣工するような5年間のスケジュールも示させていただいておりましたが、現在の国におきます震災の復興や2020年の東京オリンピック等の状況を考えた中では、資材費や人件費が高騰している、またそういった人夫が確保できないという状況も聞いておりますので、来年度の大谷処理場の修繕費等もまた2月議会では提案させていただきますけれども、先に示しましたような平成31年度の竣工というよう予定は、若干遅らすような形で現時点では考えております。こういった工期、また手法につきましても十分5市町村の衛生課長を中心に、また理事会、また最終的には議会のほうに提案させていただく予定にしておりますので、現時点では大谷処理場を延命化するための手法をまたスケジュールも含めて検討している最中でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 西岡君。

○西岡議員 どうもありがとうございました。

再度、質問させていただきます。まず1点目の関係につきましては8パーセントの消費税が10パーセントになると、当然その分の値上げというのはよくわかるんですけど、私の聞きたかったのは、実質的に上げる必要性があったのかどうかという点を聞きたかったわけございまして、そんなはないというふうに理解していいというふうに理解させていただきたいと思ひます。

それから構想の関係は、今聞かせていただきまして、とりあえず理解はさせていただきました。私が聞きたかったのは、これも今までの報告の中でございましたように、いわゆる処理量は年々減ってますね。これは公共下水道の普及に伴って減っていつている

わけでございますので、そういう中で、やはり施設の整備につきましては、やはり現状施設をできるだけ縮小、あるいは現状施設をそのままにしながら、それをいかに効率的に使うかと、そういう方向での体制の構想整備計画でなくてはいかんのではないかと、いうふうに思っていたわけでございますけれども、今、聞きますと現状施設をできるだけコンパクトにしながら、しかも延命をしていくとこういう方針でということでございますので、御理解をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構でございます。

○議長 ほかにございせんか。

これで質疑を終わります。

続きまして、認定第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西山さん。

○西山議員 先ほどと重なるところではあるのですが、指摘というよりも質問を申し上げたいと思ひます。

休日応急診療所の運営ということなんですが、大分周知がされてきて、人数も増えてきたということなんですけれども、26年度に関してはインフルエンザというのが多かったとは思ひます。これはもっと知ってもらってこちらのほうを利用していただきて、採算がとれるようにしていただきたいと思ひます。先ほど言つた建物の話の部分も含まれます。私、4年前にこちらの広域事務組合に來させていただいたときに、ちょうど休日診療所のスタート時期だったんですけど、そのときに建物の耐震化ということにちょっと疑問をもちまして、その時に私は反対をした立場です。ただし、この間、それだけ周知がされてきて増えているという中で、やはりそういうことではまだ私も不安はちょっとあるというのが現実です。ですので、先ほどの部分と同じですが、あり方検討会なりでその部分を多くの方が利用していただくためにも、ちょっと考えていただきたいというところが一つと、もう少しやはり周知、もっと利用を増やしていただけるような形で、採算というのはなかなか難しいですけれども、収入の確保というところをお願いしたいと思ひます。1つ目がそれです。

もう1つですけれども、その隣の27ページに書かれてあります振興事業の部分です。ここで言つたほうがいいのかどうかちょっとわからないですけれども、基金のほうの運用という形での満期というものもあると思ひます。来年度末ですから、この決算にはかなり先になるのですが、ここでもそのあり方を検討する必要があるということで書いてますけれども、これは具体的にはどういうことを考えていらっしゃるのかというのがあれば、教えていただきたいと思ひます。

○議長 はい、答弁を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 はい、事務局長でございます。

西山議員の御質問の1点目でございますけれども、休日応急診療所のPR並びに設置場所が相楽会館の1階部分ということで、設置時の5市町村、それぞれの議会の中で組合規約の変更等で設置場所が相楽会館の耐震ができていない中で安心・安全、そういう面からも反対した、こういう御意見だったと思いますけれども、PRにつきましては、3年目で先ほども監査意見等にもありましたとおり、患者数は増えてきているのが事実でございます。事あるごとに、相楽中部消防本部や精華町消防本部とのタイアップ、山城総合医療センターや山城南保健所とのタイアップ、いろんな場面で休日診療所をPRさせていただき、具体的には事務組合で休日診療所の認知度を調べたことはまだないわけでございますけれども、精華町では、福祉系のアンケートに「休日診療所を御存じですか、御利用したことがありますか。」というようなアンケートを入れていただいたりとか、構成市町村のいろんな事業にタイアップをさせていただき、毎月の構成市町村の広報誌にも診療予定なんかも毎掲載させていただいて、周知を図っているところではございますけれども、具体的には医師会の協力が必要になってくるわけですが、一応、内科、小児科の診察をやっていますがお医者さんの都合で内科の場合のみとか小児科のみという日があるのは事実でございますので、こういったところは、今後、医師会とも十分協議をしながら、全ての患者のニーズに応えられるような、そういったところも考えていきたいと思います。そういったことを考える場として、年に2回、休日応急診療所運営委員会がございまして、その場で今日の御意見も出して検討していきたいと考えております。

設置場所につきましては、事務局からなかなか言えない部分はございますけれども、先ほどの相楽会館大ホールの照度不足の問題、それから耐震診断、耐震補強、こういった問題や休日応急診療所でいいましたならば、夏にエアコンが故障しまして、今、故障した状況で、冬場に向けてはストーブで対応する予定にしております、来年度の新年度予算にはエアコンの修繕なんかも予算化をお願いしようとしております。そういった面から、エアコンの老朽化や施設の老朽化、耐震問題、いろいろとこの相楽会館を取り巻く環境というのが厳しくなっておりますので、全体的なあり方を来年度以降、検討をしてみたいと思っておりますし、その予算化もしていきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。1点目は以上でございます。

2点目のふるさと市町村圏振興事業基金の今後のあり方につきましてでございます。これも説明書の26ページにも記載してありますとおり、今後、広域圏幹事会、具体的には5市町村の企画主管課長になるわけですが、今後のあり方を検討するというところで、既に何回も検討に入っております、来年度、京都銀行の5年定期が満期になり

ます。再来年度には、ふるさと市町村圏基本構想の計画期間が満了になるといったことで、それに向けまして、今年の２７年度には、幹事会をもって２度ほど検討しておりますけれども、今のところ５市町村の考え方をそれぞれの市町村に方針を出していただきというところで戻させていただいている状況でございます。当組合のふるさと市町村圏振興事業につきましては、平成４年、平成５年に市町村からの出資金と京都府からの補助金で７億円の基金を積み、一定、相楽全体の振興事業を果たしてきたわけですが、近年の消費生活センターや休日応急診療所の取り組み、先ほど代表理事の答弁もありましたように、現体制でそれに取り組んでいくという中で、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、現在、休止をし、基金運用益のほとんどを基金積み立てしているのが現状でございますので、そういったことも含めまして、来年の基金満期に向けまして、ちょうど１年ございますので、十分検討を進めさせていただきたい。まずもって、５市町村がふるさと事業をどうしていくのかというところの市町村の考え方も十分お聞かせ願った上で、この基金の取り扱い、また、今後のふるさと事業の取り扱いを決めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 西山さん。

○西山議員 はい。ありがとうございます。２点目は理解しましたが、そういうことだと思います。１点目なんですけれども、ちょっとこの間、山城総合医療センターのほうに土曜日とか日曜日に行くことがありまして、まだそこでも比較的状态がそこまで悪くないような形の子供さんを連れのお母さんをちょっと見かけたものですから、こういう方たちがこの内容でしたら、こちらの休日診療所のほうへ行っていたらいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったので、そういった意味でまだそういう方たちが、ここへまずというところの選択をまだわかってもらっちゃらないのかなということが一つありましたので、なかなか難しいとは思いますが医師会の協力も踏まえて、どんどんアピールしていただきたいと思います。今後ともいろいろお願いします。もうそれで結構です。

○議長 ほかにありませんか。

西岡君。

○西岡議員 西山議員から質問のありました事業の関係でございます。私、ちょっと角度が違うんですけれど、まず、ふるさと市町村圏振興事業の関係につきましては、この２６ページにも書いてますように、要望というのは、私は、今ここでやられる事業というのが実質的にはホームページによる情報発信だけですね。皆さんも御承知のように、地方創生の事業が新たにできた状況の中で、この事業そのものが必要なのかどうかという点につきまして非常に疑問を持っております。もう必要はないと思います。例えば、今やられております休日診療事業との関係等につきまして、一般会計でやれるでしょ。

先ほどの説明でいきますと、定期預金の関係、それからふるさと市町村圏計画との絡みという話がありました。これは構成市町村で十分検討していただきました。私は、この特別会計は、廃止の方向で努力していただくべきではないかというのが私の意見でございまして、できればそれに対しまして、代表理事の考え方をお聞かせ願いたいというのが1点目でございます。

もう1つは、休日応急診療所運営事業の関係でございますけれども、これは西山さんとちょっと角度が違うんですけども、大変きばっていただいて、受診者が増えているということで、さらに宣伝はしていると思いますけれども、いわゆる診療報酬収入と逆に市町村が持っている分、これ半々なんですね。この監査委員からの御指摘があるわけでございますけど、この辺のこういう状況、どこになるのかな。赤字は、市町村負担が必要であるということに十分承知はするんですけどね、例えば内科、小児科というのは点数が非常に少ない。いわゆる診療報酬が非常に低いということを十分理解しまして、なかなかとんとんで行けるというような理解はしておりませんけれども、半々やというのは、この辺は何が原因なのかなということを思っているわけでございますけれども、その辺についてどうお考えになっているか、これは、来年も再来年もなかなかこの赤字の解消できないだろうと私は思うんですけども、その辺の対策は考えておられるかどうか、その辺一つよろしくお願いします。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 ふるさと市町村圏の事業でありますけれども、それぞれ市町村で、地域創生の関係でいろいろ進めているということの中で、この広域圏の中で取り組みについては、もうやめてもいいのではないかという御指摘でありますけれども、当然いろんな御意見があることも承知をいたしておりますけれども、これまでの歴史的な経過の中で、全国でも市町村合併が大きく進展したときに、こういった事業をもう終わりにされたところも数多くあるわけで、しかし、この相楽圏域においては、現状をできるだけ評価しながら新しい時代を新たにみんなで知恵を出し合おうということで、今まで来ているわけでありますけれども、今後のお互いに広域行政、あるいは自治のあり方、いろいろ議論も大きく進むものと思っていますので、こういう御指摘につきましても検討はさせていただきたいなと、このように思っております。

なお、休日応急診療所の関係でありますけれども、当然、御承知いただいたら結構やと思うんですけど、この事業をスタートさせていただいたときには、医師会も賛否両論があり、こういう状況の中ではもう到底この事業の着手はできないというところにまで来ていたわけでありますけれども、最終的に賛否両論、多数決でこの事業に協力することによって結論づけていただいた関係者の皆さんに私もお礼を申し上げたわけでありまして、こういう状況の中でスタートし、そして、先ほど西山さんからの話もあり

ましたけれども、まだまだ本来PRしていたらこんなことはないのと違うかという指摘がありますけれども、決してそうではなしに、医師会の先生としても非常にお困りのことは、こんなことを言っているのかどうか分かりませんが、この病気を治せますかと、やっぱりそういうことになれば、責任ある立場から「私は内科しか診られません。小児科はお断りします。」、あるいは小児科の先生としては「こういう内科の患者さんについては、私は診ることはできません。」と、そういうことが日々起こってまいりますと、本来診察をお願いし、そして、そこで治療にかかわっていただいたら願ったりかなったりなんですけれども、なかなかそのことがうまくいかない。これは、今後の医師会との調整、我々もしっかり運営委員会でしていきたいなど、このように思っているところでございます。ともあれ、時代の大きな変化の中で、やっぱり住民の皆さんが安心していただけるために、何が求められるのか、このことについてもやっぱり大いにそれぞれの市町村の担当者会議でも議論を進めていきたいと、このように思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかにありませんか。

宮崎さん。

○宮崎議員 休日応急診療所の件についてお伺ひします。

課題、問題点のところに「受診者が増加する年末年始やゴールデンウィークの時期における医療体制の充実の検討が必要である。」とこのように書いてあるわけです。一日の平均が26年度は12.7人。先ほど代表理事のほうから今年27年度9月現在で、平均が9.1人。これはちょっと減っているわけなんですけれども、このゴールデンウィークや年末年始にどれぐらいの受診者の方が増加しているのか、普通のときの運営のときとどれだけ違うのかということと、あとこの「医療体制の充実の検討が」という部分は、例えばもう一人医師が必要であるということはこの時期は増えるのか、もしそうであるならばどのような対策を考えておられるについてお伺ひします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

ただいまの宮崎議員からの御質問でございますけれども、説明書の28ページの課題・問題点のところでございますけれども、ゴールデンウィーク、年末年始、そういったところの医療体制の充実、検討が必要ということでございます。こういった課題を持っています背景には、昨年、議会のほうにも報告をしておりましてけれども、相楽薬剤師会が今回、委託から撤退されたような結果がありまして、現状、代表理事の挨拶にもありましたように、学研都市病院など運営します医聖会と、4月から薬剤師の契約をさせていただきまして、薬のほうは院内処方患者様には診察と薬は同時に渡せるような体制はとれているんですけど、どうしてもその背景、年末年始やゴールデンウィークと

いうのは患者さんが多ございまして、私どもは、医師1人、薬剤師1人、看護師2名、医療事務と事務員の6人体制は、通常の日曜日・祝日でもゴールデンウィークも年末年始も同じ体制で3年間来たわけでございます。そういった中で、ゴールデンウィークや年末年始の患者が増える時期に、薬剤師を2名体制にというような要望もあったわけですが、現状は1名で行っているわけでございます。具体的な人数を申し上げますと、昨年の年末年始では、平均は先ほどありましたように12人程度なんです、12月28日、29人、大みそか、58人、元旦、28人、2日、40人、3日、14人、4日、42人ということで、実際に大みそかの58人を医師1人、薬剤師1人、看護師2名、医療事務1人で対応しようと思いますと1時までの診察時間内では絶対に終わらないですね。やっぱり3時や4時ぐらいまでかかってしまいます。でもお医者さんは何とか1人で対応できるのですが、医療事務、まず受付をしてカルテをつくり、レセプトを打ち、会計するというような医療事務がかなり時間がかかってしまい、ここで遅れますと、全体的に遅れまして、やっぱり年末年始というのは患者さんが殺到しますし、この体制では厳しということで、27年度から、医療事務だけ2名体制を考えておりますが、ほかのスタッフにつきましては、従来どおりの体制で考えてます。将来的には運営委員会で体制は考えていくことにはなりますけれども、相楽休日応急診療所は3年前にできましたが、ほかの京田辺や八幡や城陽、宇治、こういったところは、昭和50年代に休日応急診療所に取り組みまれておりまして、それぞれ年末年始につきましては、宇治であればお医者さん2名、薬剤師2名という形のそういった体制は医師会や薬剤師会と市の三者が協議をして体制をつくっておられますので、私どもの相楽休日診療所につきましては、まず医師会、それから市町村、それから薬剤部門を委託しております医聖会の薬剤師の先生方にも御意見を聞きながら、今後体制をとっていきたいと思いますけれども、何分赤字額が先ほど申しましたように800万程度とかいったものがございまして、お医者さんを増やせば、また薬剤師さんを増やせば赤字額がふえるわけでございますので、その辺の兼ね合いもありまして、27年度予算でも十分検討しましたけれども、医療事務は2名体制を予算化しておりますが、そのほかの部分については現状どおりで考えております。今後もそういった患者さんが待つて余計にしんどくなったということにならないようなことは考えいかないといけませんが、実は山城総合医療センターも4時間待ちとか、そんな状況を聞いておりましてそちらのほうの病院からかなり休日診療所に患者さんが流れたりとか、患者さんも1分でも早く診てもらえるような病院を探しておられるのが現状でありますので、こういった年末年始の体制につきましても今後とも十分検討はしてまいりたいと思います。ただ、先ほどの西岡議員の御指摘やないですけども薬を1日間、応急的な診療をしています、休日応急診療所はなかなか黒字経営をするには厳しい状況がありますということを付け加えまして、説明とさせていただきます。

きます。

以上でございます。

○議長 宮崎さん。

○宮崎議員 ありがとうございます。今、年末年始の数を聞いて、ちょっと驚いた、やっぱりすごく多いんだなという思いを持ちました。今後とも、やはり救急で来られる方、本当にこの時期になって急に悪くなられた方、それとあとあそこがやっているから、そしたら行こうかみたいな、そういう方もコンビニ受診とか最近をよく言われていることもありますので、軽度で本当に行かなくてもいいような方はもうこういう時期には行かないようにみたいな、そういう対策も要るのかなとちょっと思っているところではございます。今後とも、この点についてはしっかり考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

炭本さん。

○炭本議員 木津川市の炭本です。

26年度の事業で相楽逍遥記が増刷されます。それが、増刷されたことによってどこに置かれて、そして、またその効果についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい。炭本議員さんの御質問でございます。相楽逍遥記を増刷、改版をさせていただきました。サイズもA4サイズということで大きく、前までは、B5サイズだったんですけど、B5サイズはなかなかJRなどで置いてもらえないということがありまして、Aサイズに変えたという経過がありますが、結果的に2万部をつくりましたが、そのうち1万部を5市町村で活用していただいております。不足がありましたら事務組合に取りに来ていただいているのが現状であります。基本的に市町村のほうで配付していただいておりますので、その効果という部分ではすぐにお答えできるようなことはできないんですけども、不足になったから追加をくださいというところで市町村からいただいておりますし、特に木津川市さんにつきましては、奈良県やJR京都駅、相楽以外のそういった配架場所に置いていただいて、いろいろフェアや事業、イベント等で活用していただいているというふう聞いておりますので、幅広く御活用いただいていると考えております。ただ、相楽全体が一つになったマップというのは、実は広域振興局さんでも作られていないのが現状で、広域振興局さんがつくられるのは宇治以南の全市町村になりますので、相楽のそういった地域資源をPRしている観光マップという意味では、この逍遥記のみでございますので相楽をこれから地域観光を売り込んでいこうということはその担い手にはなかなか事務組合は現状なっていないわけで、そ

の活用を5市町村でしていただいているのが現状でございます。その辺の今後の増版も含めまして、また、これはもともとふるさと市町村圏、そのもののあり方にもかかわってくる大きな問題ではございますが、現状2万部を作りまして1万5,000部が今各5市町村を通じて配付されている状況でございます。

以上でございます。

○議長 炭本さん。

○炭本議員 炭本です。確かに中身は立派で、本当によくできているということを私も思っておりまして、相楽が一つというのは昔から言われています。私もその考えがある中で、この地方創生という話も出ましたけれども、観光事業については、やはりここでしかできない、先ほども広域振興局では京都府南全体になってきますから、考えることはここしかできないのかなと思っております、今質問させていただきました。観光というところも各市町村、私たちの市においても和束さんも南山城さん、笠置さんも精華さんも頑張っておられるけど、それを一つにするというのはやはり相楽逍遥記の中身であると思っておりますし、以前はいづみ路とかいうのも出てましたのをちょっと覚えてるんですけど、相楽でも各市町村がやられてて、またいろんな景観、自然があって、社寺仏閣があって本当に大切なものがあって、京都府ということで、「お茶の京都」ということで始まっている。その中で各市町村も頑張っている。各業者、事業者という方もバス会社にしても何にしても入ってきてこられてる。それを相楽一つの中で考えてもやってみたらどうかな。市が考えてても、やはり市としてのこともありますけど、やはり、相楽一つという考えの中から、そういうこともその中でこの広域組合の中で考えていただけたらありがたいな、いろんなことも連動してですね、思いというの発信していただけたらありがたいなという思いでありますので、そこのところをよろしくお願いしたいと思えます。要望になるかもしれませんがよろしくお願い致します。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、認定ごとに取り行います。

まず、認定1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、認定１号、平成２６年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第２号、平成２６年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。

よって、認定第２号、平成２６年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第４、議案第７号、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部改正にする条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

○木村代表理事 それでは議案第７号を提案させていただきます。

議案第７号、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成２７年１１月１６日提出。相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

平成２５年５月３１日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が公布され、平成２７年１０月５日に施行されました。番号法の施行日以降、個人番号の通知が開始され、地方公共団体においても個人番号及び特定個人情報を取り扱うことになっております。本組合におきましても、番号法の趣旨を踏まえ、特定個人情報を適切な取り扱いの確保及び特定個人情報の開示を実施するために必要な措置を講じるため、本組合個人情報保護条例を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、議案第７号、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事からの提案説明にもございましたとおり、番号法が施行されること

に合わせまして、法の趣旨を踏まえて、本組合が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、従来の個人情報とは異なる取り扱いを求められる特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止等の手続の整備を図るものでございます。

具体的には、個人番号を含む個人情報、いわゆる特定個人情報の目的外利用及び外部提供の制限の規定を新たに設けるとともに、特定個人情報については任意代理人でも開示請求等ができるように所要の改正を行うものでございます。

では、改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、2ページをご覧くださいと思います。

まず、第2条で「特定個人情報」「情報提供等記録」について、用語の定義を追加いたしました。追加する用語につきましては、番号法と同様の定義を行い、「特定個人情報」とは、個人番号、マイナンバーを含む個人情報をいい、「情報提供等記録」とは、情報提供ネットワークシステムにおいてやりとりされる情報の記録をいいます。

次に、第11条の目的外利用等の制限で、保有個人情報から特定個人情報を除き、第11条の2で特定個人情報の利用の制限を定めており、番号法第29条において、特定個人情報を目的外利用できる場合について、通常の個人情報よりもさらに厳格に限定されており、同様の規定といたしております。

第11条の3では情報提供等記録の利用の制限を定めました。番号法第30条において、情報提供等記録の目的外利用は禁止されており、同様の規定といたしております。

第12条第2項で特定個人情報については、本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにしました。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

西山さん。

○西山議員 2点ほどお尋ねをいたします。

今回、この条例が10月5日になった部分をあてて、そのままということなんですけれども、今後、このマイナンバーに関連しては、いろんな部分で範囲が広がる部分、自治体の取り扱いの範囲の広がる部分ということで条例改正とかが行われるのではないかと考えています。その点の情報とかがあるようでしたら、それをまず教えていただきたいと思います。

個人番号のほうなんですけれども、マイナンバーの部分ですが、かなり厳しく情報漏えいに対してのセキュリティーをしないといけないと思うんです。自治体においては、専門の方というか、文書を取り扱う方とかというところで決めているという部分もあり

ますし、先ほどの決算のところでも申し上げたとおり、少ない人数の中で、行われるんですけども、その部分はきちんとしていただけたと思うのですが、どのような形で、限定されてるかどうかという2つ目、その部分をお願いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 ただいまの西山議員さんの御質問ですけれども、マイナンバーの関係を法律条項にあるものを組合の条例に今回追加するというのが、ほとんどの内容でございすけれども、こういった同様の条例は、既に9月議会までに構成市町村は可決されていると聞き及んでおりますし、今後この11月議会以降、消防組合や管内の一部事務組合でも同様の議案が提出されるということで、そういった一部事務組合とも十分調整をした中での今回の提案でございす。当組合におきましても、今後この改正条例も施行後、1月1日以降につきましては、職員や理事者、また議員の皆さん、そして行政委員の皆さんや休日診療所のスタッフ、また消費生活センターで講演をお願いしたときの講師の先生方、そういった方も税金や社会保障関係の手続でマイナンバーを取り扱うことになってくるということです。そういったときにこういった条例整備が必要になってくるというふうに理解をしているわけですが、今後、源泉徴収票の作成手続や健康保険、厚生年金、雇用保険等の手続など支払調書作成などにもマイナンバーが必要になってきますので、それらの条件整備を今回させていただいているというのが現状でございす。その新たにマイナンバーを取り扱うことになる職員については、構成市町村であればいろいろと研修等も計画されていると聞き及んでいますが、単独での研修はなかなか計画がしにくいところもございすので、構成市町村の職員と一緒に勉強もさせていただいて漏えい防止、特にマイナンバーを含みます個人情報につきましては、鍵のかかる金庫に保管し、取り扱い職員につきましては、厳重に研修を重ねてやってまいりたいと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 西山さん。

○西山議員 今回の条例改正の部分でいうところには、当てはめますということは理解しています。例えば木津川市なんかでしたら、先週末ぐらいから発送が行われていると思います。我が家では昨日届きました。ただ、人数のかげんがあるので国のほうも実際きちんと終わっているのが1割程度というところで進めていますというところがありますけれども、本当に全部が届くかどうかというのが今のところ不透明な中での1月1日以降のためのというところでありすけれども、例えば先ほど申し上げたのは今後、この利用に関しての特定秘密のきちんとした対応というのではなくて、こういった形の一部の検診についても職員に対してのマイナンバーでの適応みたいな話ももれ聞いているんですけども、そういう条例改正というのが今後つくるといふ話は今のところ入っているのかどうかというところを再度確認したいと思ひます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。

ちょっと私も勉強不足でそこまでどのような、これを施行するにあたり条例整備、規定整備が必要なのかどうか、この辺も構成市町村の担当課、具体的には総務課になろうかと思いますが、情報を収集し、適正に事故のないように対応してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

西山さん。

○西山議員 西山です。今回のマイナンバー制度の一部改正の条例について述べます。

この間の国民の中では周知と理解が進んだと言える状況ではない中で、このマイナンバーがスタートしました。政府は、国民がわかっていてもいなくても、国民が了解していなくても、加えて、国民と自治体の準備不十分のまま推し進めているというものでもあります。国自体も今のところ通知カードさえも国民の手元に渡っていない状況をわかっておりますし、それが年内に全て終わることを努力するということまで後退しています。また、マイナンバーの目的、メリット・デメリットを何度確認しても行政の効率化というのが挙げられておりまして、どこでも国の都合というのが先行していることを示しています。今回の改正は、この文言、あるいは御説明を聞いて、それだけを見ればごく当たり前の条例改正という定めではありますが、マイナンバー制度の導入を受けて、今後、保護すべき個人情報、マイナンバーを理由にどんどん利用が広がる、それを簡易にするためのものでもあります。セキュリティーに関しても問題点のある状況で、先進国では、統一番号をやめて分散管理を進めているというところもあります。一人の人間が一生同じ番号で管理される、情報が一元化されるというのが余りにもデメリットが大きいものと思います。

今回、個人全体への通知カードの送付が完了していないといわれる状況で、準備が不十分なまま条例改正を進め、今後も後出しのように改正が続くようなことを避けるためにも十分な審議が必要であると指摘し、反対討論といたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第 7 号、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○議長 挙手多数であります。

よって、議案第 7 号、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして平成 27 年第 2 回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから、各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしています。また、寒さが日増しに厳しくなってきました。議員の皆様、及び理事者の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、本日は大変御苦勞さまでございました。

(午前 11 時 45 分 閉会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉岡 義信

会 議 録 署 名 議 員 炭本 範子

〃 西岡 政治